

## 会社法制の見直しを巡る議論と展望

### ～法制審議会会社法制部会における審議概要のレビュー～

法制審議会会社法制部会において会社法制の見直し進められており、このままの進捗で作業が進んでいけば来々年の通常国会に上程される見込みです。

そのポイントは、大きく次の3つにあると考えられます。

#### ①コーポレートガバナンス法制、②公開会社法構想、③親子会社法制

このうち①について、会社法制部会資料「企業統治の在り方に関する論点の検討」に基づいて、審議概要をレビューしてみます。

コーポレートガバナンスは、既に「独立役員」の形で証券取引所ルールとして規範形成されていますが、それは金融商品取引法では開示規制のみであること及び会社法はすぐには改正できないことが背景にあったようです。今般、会社法上でもコーポレートガバナンスを強化すべく会社機関の見直しが行われます。個人的には、現状の監査役設置会社に社外取締役の選任を義務付けるか、「監査・監督委員会（仮称）」を設置するか、は個社が選択適用できるように制度設計がなされるのだろうと理解しています。

#### 《取締役会の監督機能に関する論点》

- ・ 監査役会設置会社における社外取締役の選任を義務付けることについて、どのように考えるか。
- ・ 監査役、指名委員会及び報酬委員会を置かず、社外取締役が構成員の中心となる「監査・監督委員会（仮称）」が監査等を担う制度（監査・監督委員会設置会社制度（仮称））を創設することについて、どのように考えるか。
- ・ 社外取締役の選任が必要とされる場面における社外取締役の要件に、親会社等の関係者でないことを追加することについて、どのように考えるか。また、重要な取引先等の関係者でないことや経営者の近親者でないことを追加することについて、どのように考えるか。

#### 《監査役の監査機能に関する論点》

- ・ 社外監査役の要件を見直すことについて、どのように考えるか。
- ・ 会計監査人の選解任等に関する議案及び報酬等の決定を監査役（会）の権限とすることについて、どのように考えるか。
- ・ 取締役の職務執行に重大な違法があった場合等に、監査役に、取締役解任の訴えの提起権を付与することについて、どのように考えるか。
- ・ 監査役による監査のための情報収集をより充実させるための仕組みを見直すことについて、どのように考えるか。

《資金調達の場合における企業統治の在り方に関する論点》

- ・ 支配株主の異動を伴う第三者割当てによる募集株式の発行等に際して株主総会の決議を要するものとする事について、どのように考えるか。
- ・ 株式の併合に際して株主に交付したければならない株式の一株に満たない端数がある場合に、当該株主が会社に対して株式の買取を請求することができる制度を創設することについて、どのように考えるか。
- ・ 株式の併合後における発行可能株式総数が発行済株式の総数の4倍をこえないよう、発行可能株式総数に関する規律を見直すことで、どうか。
- ・ 仮装払込みによる募集株式の発行等に関与した者の責任について、以下のような見直すことで、どうか。
  - (1) 仮装払込みをした者は、払込期日（払込期間）の経過後も払込みの責任を負う。
  - (2) 仮装払込みに関与した取締役は、会社に対して仮装払込みの金額に相当する額を支払う責任を負う。
- ・ 新株予約権無償割当てを用いて行う資金調達（ライツ・イシュー）を完了するのに必要な期間を短縮するため、新株予約権無償割当てにおける割当通知に関する規律を見直す事について、どのように考えるか。